

議事要旨(2) 四半期会計基準専門委員会における検討状況について

新井専門委員より、専門委員会におけるコメント分析を踏まえた文案について、以下の項目について説明がなされ、審議が行われた。また、次回の企業会計基準委員会において「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の公表議決を予定していることの説明がなされた。

<主な検討項目>

- (1) 四半期決算手続についての四半期会計基準での取り上げ方（文案の修正）
- (2) 四半期財務諸表における未実現利益消去に係る税効果（追加）
 - ・当該未実現利益に係る一時差異の金額は、年度の見積課税所得を限度とする。
- (3) 注記事項に関する重要性の判断基準
 - ・国際会計基準、米国の会計基準、SECの開示規則を参考に検討した結果として、注記事項に関する重要性の判断について、定量的な基準を設けない。
- (4) その他
 - ・会計処理の原則及び手続（文案の修正）
 - ・子会社を取得等した場合のみなし取得日等（追加）
 - ・重要な誤謬の訂正（文案の修正）
 - ・セグメント情報（文案の修正）
 - ・適用指針 説例（追加）

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

（子会社を取得した場合のみなし取得日等）

- ・基準案にて、四半期連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の四半期決算日以外である場合には、当該日の前後いずれか近い四半期決算日に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる旨が規定されているが、年度の決算日に取得原価の配分をした方が、良い場合もあり（例えば、3月決算の会社において5月末に取得等があった場合、6月末とするよりも3月末のみなしとした方が配分計算を正確に行えることが考えられる）、結論の背景の表現を工夫すべきである。

（継続企業の前提への重要な疑義）

- ・継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記について、開示対象となる四半期会計期間において新たに継続企業の前提に重要な疑義が生じた場合、当該疑義を解消又は大幅に改善するための経営計画等を四半期財務諸表作成日までに作成することは実務上困難なことも考えられる。このような場合の配慮について、企業会計審議会において検討中の四半期レビュー基準との整合性を考慮したうえで、きちんと整理してほしい。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上